



職員に訓示を行う自見金融担当大臣
(9月6日)



株式会社北九州銀行の加藤敏雄頭取(左)
に対し、**銀行業の免許を付与**する
自見金融担当大臣(右)(9月16日)

目次

【フォトギャラリー】	2
【東日本大震災関連情報について】	3
【トピックス】	
○多重債務者相談強化キャンペーン 2011 の実施について	3
○平成 24 年度税制改正要望について	5
○金融庁・開示制度ワーキング・グループ 法制専門研究会報告 ～ライツ・オファリングにおける外国証券規制への対応と株主平等原則の関係について～	5
○地域銀行 2 行に対する国の資本参加の決定について	6
○中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要	7
○「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果 等について	11
【お知らせ】	12
【金融ここが聞きたい!】	16
【9月の報道発表】	17
【9月のアクセス数の多いページ】	19

【フォトギャラリー】

※ 大臣、副大臣、大臣政務官が出席された会議等の写真を掲載し、皆さんに情報をお届けするものです。



職員に訓示を行う中塚副大臣
(9月6日)



職員に訓示を行う大串大臣政務官
(9月6日)

「東日本大震災関連情報」について

東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた被災者の皆様に対して心よりのお見舞いを申し上げます。

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

○金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

金融機関の電話相談窓口

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

○金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



○金融庁ツイッター「金融庁関連情報」(URL: http://twitter.com/#!/fsa_JAPAN)

【トピックス】

多重債務者相談強化キャンペーン 2011 の実施について

内閣に設けられた「[多重債務者対策本部](#)」では、「多重債務者相談強化キャンペーン」として、毎年9月から12月にかけて、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会・日本司法支援センター（法テラス）との共催で、全国の自治体において借金に関する無料相談会等を行ってきています。

昨年6月18日には、貸し手への規制を通じて、新たな多重債務者の発生を抑制すべく、改正貸金業法が完全施行されました。完全施行後の現在の状況を踏まえると、貸金業から5件以上の無担保無保証借入れの残高がある人数は、多重債務問題が問題となった平成19年と比べ減少していますが、多重債務者の生活再建等の課題に引き続き取り組んでいく必要があります。

このため、本年も引き続き、「多重債務者相談強化キャンペーン2011」を9月から12月に実施することとし、特に事業者向けの相談、生活再建のためのセーフティネット制度の紹介等の対応を推進していくこととしました。



(キャンペーン周知のためのポスター)

本キャンペーンでは、期間中に都道府県、当該都道府県の弁護士会、司法書士会、中小企業団体(注)及び財務局が共同で、消費者及び事業者向けの無料相談会を実施しています。

各地の相談窓口、キャンペーン期間中に各地で開催される無料相談会へは、下記の電話番号にてご案内します。

《法テラスコールセンター》

おなやみなし

0570 - 078374

※受付時間 平日/9時00分から21時00分
土曜日/9時00分から17時00分
(日曜祝祭日・年末年始休業)

なお、ヤミ金業者からは絶対にお金を借りないで下さい。また、クレジットカードのショッピング枠の現金化は絶対に行わないで下さい。高い金利で借金が膨らみ、厳しい取立てで精神的に追い込まれてしまいます。

注) 中小企業団体とは、全国の商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの[「多重債務者相談強化キャンペーン 2011 における相談会の開催予定等について」\(9月21日\)](#) にアクセスしてください。

平成 24 年度税制改正要望について

平成 23 年 9 月 30 日に、金融庁では「平成 24 年度 税制改正要望項目」を取りまとめて公表するとともに、要望書を財務省・総務省に提出しました。この平成 24 年度税制改正要望においては、東日本大震災からの復興支援に係るもののほか、金融資本市場の基盤整備に関して緊急に措置すべきもの及びその他技術的なものに項目を整理し、要望しました。主要要望項目は以下のとおりです。

1. 東日本大震災からの復興支援（被災地の地方公共団体による民間資金を活用した復興支援）

- 地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税等の非課税措置
- 日本版レベニュー債の非課税債券化等

2. 金融資本市場の基盤整備に関して緊急に措置すべきもの

- 金融商品に係る損益通算範囲の拡大
- 少額株式投資非課税制度（日本版 I S A）の利便性の向上・事務手続の簡素化
- 国際課税原則の見直し（「総合主義」から「帰属主義」への変更）

以上の他、事務的・技術的項目を 13 件要望しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から [「金融庁の平成 24 年税制度改正要望について」（9 月 30 日）](#) にアクセスしてください。

金融庁・開示制度ワーキング・グループ 法制専門研究会報告 ～ライツ・オファリングにおける外国証券規制への対応と株主平等原則の関係について～

平成 23 年 5 月 17 日に成立し、同月 25 日に公布された「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 49 号）においては、ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）に係る開示制度等の整備のための金融商品取引法の改正が行われています。

ライツ・オファリングの円滑化のための課題としては、金融商品取引法上の制度整備のほかに、外国の証券規制との関係が指摘されており、外国の証券規制の過度の適用を回避するために外国居住株主による新株予約権の行使を制限することと株主平等原則の関係が論点となっています。この論点について検討を行うため、金融庁では、開示制度ワーキング・グループの下に法制専門研究会（座長：神作裕之東京大学大学院法学政治学研究科教授）を設置して議論を行い、本年 9 月 16 日に本報告書を取りまとめ公表しました。

本報告書では、判例（最決平成 19 年 8 月 7 日民集 61 巻 5 号 2215 頁）の枠組みも踏まえて、ライツ・オファリングにおける外国居住株主の新株予約権の行使制限が株主平等原則に抵触しないと解釈するための考慮要素として、「資金調達手段として利用するための必要性」と「権利行使を制限される株主の利益との関係での相当性」の 2 つを掲げています。

今後、本報告書の内容や金融商品取引所・日本証券業協会による規律を踏まえて、ライツ・オファリングが企業の資金調達の現実的な選択肢となるとともに、公正な実務慣行が形成されることが期待されます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から [「金融庁・開示制度ワーキング・グループ 法制専門研究会報告～ライツ・オファリングにおける外国証券規制への対応と株主平等原則の関係について～」（9 月 16 日）](#) にアクセスしてください。

地域銀行2行に対する国の資本参加の決定について

9月14日、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（以下「金融機能強化法」といいます。）の震災特例に基づき、仙台銀行及び筑波銀行に対する国の資本参加が決定されました。以下、今般の資本参加の概要等について説明します。

金融機能強化法については、東日本大震災により、今後、金融機関に様々な影響が生じうることを踏まえ、

- ・ 地域における面的な金融機能を維持・強化するとともに、
- ・ 預金者に安心していただける、万全の枠組みを設ける

ため、「東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が、平成23年5月27日に閣議決定、第177回国会（常会）に提出され、国会における審議を経て、6月22日に成立、6月29日に公布されました。その後、同改正法に係る政令・内閣府令等について、7月11日～7月15日にパブリックコメント手続きが実施され、7月26日に関係政令が閣議決定、同日、関係内閣府令等とあわせて公布され、7月27日に改正法が施行されました。

<改正法等の主なポイント>

- ・ 国の資本参加の適用要件として、経営強化計画の策定において、経営責任や収益性・効率性等の目標設定を求めない等の弾力化を行うとともに、資本参加コストを平時に求められる水準よりも引き下げる等の震災の特例を設けました。
- ・ 今後の財務状況の見通しがつきにくい協同組織金融機関について、国と中央機関が共同して資本参加を行う特例を設けました。
- ・ 国の資本参加の申請期限を、制度全体として5年間（29年3月末まで）延長しました。

※ 改正法の詳細については、金融庁ウェブサイト「国会提出法案等」から[「第177回国会における金融庁関連法律案」](#)にアクセスしてください。

また、改正法に係る政令・内閣府令等については、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「『東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律』の施行に伴う関係政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」（平成23年7月26日）](#)、[「『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」（平成23年7月26日）](#)にアクセスしてください。

仙台銀行及び筑波銀行から提出された「経営強化計画」については、金融庁において改正法等に基づき審査が行われ、金融機能強化審査会の意見も聴いた上で9月14日に資本参加の決定が行われました。両行の「経営強化計画」の概要は別紙のとおりです。

両行が発行した優先株式の配当率（資本参加コスト）については、国の資本参加を通じて金融機能の一層の強化を図り、東日本大震災の被災者の事業や生活の再建に向けて円滑な資金供給を行うとともに、被災地域の復旧・復興に向けた支援に積極的かつ継続的な貢献ができるよう、前年度の預金保険機構の金融機能強化勘定における資金調達コストと同水準（当初0.25%）まで引き下げられています。

金融庁としては、資本参加が決定された両行以外の金融機関においても、その経営判断として、資本増強が適当と判断される場合には、金融機能強化法の活用について積極的に検討していただきたいと考えており、引き続き同法の活用の積極的な検討を促していく予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「株式会社仙台銀行及び株式会社筑波銀行に対する資本参加の決定について」（9月14日）](#)にアクセスしてください。

金融機能強化法の震災特例に基づく国の資本参加の概要

[別紙]

(平成 23 年 9 月 14 日(水)決定)

	仙台銀行 (宮城県)	筑波銀行 (茨城県)
預金残高 (23/3 末)	7, 275 億円	1 兆 9, 623 億円
貸出金残高 (23/3 末)	4, 894 億円	1 兆 4, 779 億円

1. 国の資本参加の概要

資本参加額	300 億円	350 億円
返済財源の確保	25 年以内 (48/3 末まで)	20 年以内 (43/3 末まで)
優先株式の配当率	前年度の預金保険機構の金融機能強化勘定における資金調達コスト (当初 0.25%)	
自己資本比率 (23/9 末見通し) [Tier 1 比率]	14.1%程度 [11.3%程度]	11.9%程度 [8.4%程度]

2. 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

<p>各行的取組み方策 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「地元企業応援部」の新設、津波被災地への住宅ローンプラザの増設、訪問活動の徹底等による被災者との接点拡充・復興ニーズの的確な把握・分析 きらやか銀行、政府系金融機関、自治体等との連携強化 (ビジネスマッチング、協調融資等) 被災者のニーズにあった融資商品 (事業復興資金、住宅再取得資金、生活再興資金) の充実 貸付条件の変更等への柔軟な対応 被災者の状況に応じた事業再生支援 (みやぎ産業振興機構・産業復興機構・私的整理ガイドラインの活用、DDS・DES・DIP ファイナンスの活用等) 	<ul style="list-style-type: none"> 「営業統括部」の再編成、合併に伴う重複店舗の統廃合による被災地域への法人融資等専担者の重点配置 「取引先全訪問」等による顧客ニーズの把握・蓄積 以下の方策を含む「震災復興支援計画」(あゆみプロジェクト)の推進 <ul style="list-style-type: none"> 1 事業者 1 億円の復興支援融資の取扱い、住宅ローン・消費者ローン等の保証基準の弾力化等 貸付条件の変更等への柔軟な対応 業況悪化先に対する経営支援の強化 (ビジネスマッチング等)、抜本的な事業再生支援 (DDS・DES・DIP ファイナンス、産業復興機構、私的整理ガイドラインの活用等)
----------------------------	--	---

中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要

中小企業金融の実態把握の一環として、平成 23 年 8 月に、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所 47 先を対象に、会員企業の業況や資金繰りの現状と先行き等について聴き取り調査を実施したところ、その調査結果の概要は以下のとおりとなりました。

1. 中小企業の業況感は、厳しい状況が続いています。なお、現状 D. I. は、前回調査と比べマイナス幅が縮小しています。

悪化の要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、次いで、「その他震災等の影響」となっています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪化の要因(回答割合)					(単位:%)
	現状	先行き	① 原油・原材料価格等、仕入原価の上昇、及び販売先との関係による販売価格転嫁の遅れ	② 需要の低迷による売上げの低迷	③ 競争過多による販売価格の下落	④ 株式・為替市場はじめグローバルな市場変動の影響	⑤ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①～④に該当しないもの) 例:営業建物の損壊、原材料の調達不能、節電による業務の縮小等	
製造業	▲79 (▲87)	▲64 (▲81)	22.2 (17.4)	33.3 (30.5)	8.9 (10.2)	6.7 (5.4)	28.9 (36.5)	
小売業	▲74 (▲91)	▲72 (▲89)	11.3 (5.9)	49.3 (43.5)	16.2 (18.8)	1.4 (0.0)	21.8 (31.8)	
卸売業	▲77 (▲91)	▲79 (▲89)	13.0 (9.4)	42.5 (39.4)	17.8 (17.6)	2.7 (0.6)	24.0 (32.9)	
建設業	▲81 (▲83)	▲74 (▲89)	10.3 (18.2)	40.0 (30.7)	25.8 (19.8)	0.0 (0.0)	23.9 (31.3)	
サービス業	▲79 (▲83)	▲70 (▲89)	5.4 (5.3)	51.2 (43.0)	13.2 (15.2)	0.8 (0.0)	29.5 (36.4)	
不動産業	▲63 (▲70)	▲65 (▲72)	0.0 (0.0)	62.5 (59.4)	21.6 (15.6)	0.0 (0.0)	15.9 (25.0)	
運輸業	▲79 (▲79)	▲74 (▲81)	25.6 (24.0)	41.4 (38.4)	17.3 (12.3)	0.0 (0.7)	15.8 (24.7)	
平均	▲76 (▲83)	▲71 (▲84)	13.1 (12.2)	44.7 (39.3)	17.2 (15.8)	1.7 (1.0)	23.2 (31.7)	

(注1)D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2)悪化の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示しています。

(注3)表中の括弧書は23年5月時点の調査結果

2. 中小企業の資金繰りも、厳しい状況が続いています。なお、現状D. I. は、前回調査と比べマイナス幅が僅かながら縮小しています。

悪化の要因としては、「中小企業の営業要因」の割合が最も大きく、次いで、「その他震災等の影響」となっています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪化の要因(回答割合)					(単位:%)
	現状	先行き	① 販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因	② 金融機関の融資態度や融資条件等	③ 改正貸金業法施行の影響等、ノンバンクの融資態度・動向	④ セーフティネット貸付・保証等、信用保証協会や政府系金融機関等の対応	⑤ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①～④に該当しないもの) 例:被災による担保価値の下落、取引先の被災による入金遅れ等	
製造業	▲57 (▲68)	▲51 (▲64)	72.3 (51.5)	1.5 (1.0)	0.0 (0.0)	3.1 (4.1)	23.1 (43.3)	
小売業	▲62 (▲74)	▲66 (▲72)	77.9 (62.9)	0.0 (1.0)	1.3 (2.1)	3.9 (2.1)	16.9 (32.0)	
卸売業	▲62 (▲64)	▲62 (▲66)	73.1 (58.2)	1.3 (1.1)	0.0 (0.0)	3.8 (2.2)	21.8 (38.5)	
建設業	▲77 (▲79)	▲68 (▲72)	68.1 (54.1)	6.4 (4.5)	0.0 (0.0)	6.4 (1.8)	19.1 (39.6)	
サービス業	▲64 (▲72)	▲62 (▲70)	70.5 (56.8)	1.3 (0.0)	1.3 (1.1)	2.6 (2.1)	24.4 (40.0)	
不動産業	▲59 (▲52)	▲57 (▲52)	83.6 (71.7)	3.3 (1.7)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	13.1 (26.7)	
運輸業	▲66 (▲62)	▲60 (▲60)	79.2 (65.3)	2.8 (0.0)	0.0 (0.0)	2.8 (2.7)	15.3 (32.0)	
平均	▲64 (▲67)	▲61 (▲65)	74.5 (59.1)	2.5 (1.4)	0.4 (0.5)	3.4 (2.2)	19.2 (36.7)	

(注1)D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2)悪化の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示しています。

(注3)表中の括弧書は23年5月時点の調査結果

(参考) 東日本大震災に関連した業況感に関する主なコメントについては以下のとおりとなっています。

《製造業》

- 破損・流失した機械等が補充され、部品メーカーの受注も震災前に戻ると見られる (宮城県)
- 震災直後の落込みから少し回復するも、震災前のレベルには戻っていない。放射能問題や節電対策もあり先行きに不安がある (福島県)
- 震災後のサプライチェーンの混乱は終息したもの、全体としては厳しい状況が続いている (山形県)
- サプライチェーンの復旧により受注が増加し、回復傾向が窺える (栃木県)
- 震災による部品不足等の影響は少なくなったものの、震災前の水準には回復していない。原材料価格が全体的に上昇していることが収益圧迫の要因となっている (山梨県)
- 震災による部品調達難を背景とした供給面の制約や需要の停滞が影響し、業況は厳しい (富山県)
- 震災の影響で受注が減少していた自動車関連の部品や製造用機器等の一部に回復の動きが見られるものの、全般的には需要・売上高の低迷が続いている (京都府)
- 震災後の資材不足が幾分解消され、受注量は増加傾向にある (佐賀県)

○サプライチェーンの早期復旧で震災の影響は落ち着きつつあるが、原油高と円高により収益率が低下している（大分県）

《小売業》

- 原発による風評被害（米、肉等）の懸念など不安材料はあるが、先行きとしては大きな変動は見られないのではないか（岩手県）
- 風評被害が足枷となっている。需要の停滞による売上げ単価の低下等により、先行きの見通しが立たない（福島県）
- 節電製品の販売が好調であるほかコンビニへの客の戻りなど、部分的には好転要素がある。震災による自粛ムードや節約意識は徐々に薄れ、震災前の状況に近づいてきている（青森県）
- 震災後の買い控えは解消されてきているが、廉価な物しか売れないことから客単価が低く、売上げの増加に直結しない（秋田県）
- 節電関連を扱う家電品小売業で売上げ増加、放射能汚染が懸念される食料品小売業で売上げ減少などバラツキが見られる（栃木県）
- 節電の影響により、省エネ型エアコンや扇風機等の家電品の売上げが増加している。クールビス関連商品も好調である（群馬県）
- 省エネ関連の商品以外は引き続き需要が低迷しており、特に、生鮮食品は原発事故による風評被害を受けている（山梨県）
- 震災による品不足は解消されつつあるが、需要は引き続き低迷している（山口県）
- 震災での自粛ムードは大分和らいできているものの、長引く不況感からの消費の手控えにより売上げが、伸び悩んでいる（長崎県）

《卸売業》

- 物流や受発注の遅れが回復したことで、売上げは戻ってきているようだが、水準としては横ばいの状況にある（岩手県）
- 震災による小売店や飲食店との取引減少を背景に、受注の減少と価格競争が見られる（宮城県）
- 震災による自粛ムードや節約意識は薄れ、震災前の状況に近づいてきている（青森県）
- 太平洋沿岸のメーカーの生産急減や物流のストップによる影響はほぼ解消し、一部では震災前の受注に戻りつつある（山形県）
- 農作物について原発事故による風評被害の拡大が懸念される（茨城県）
- 震災後の自粛ムードは改善されたが、震災前の状況には遠く、イベントや催事に関連した受注が減少している（神奈川県）
- 震災からの復興需要が徐々に増加しており、状況改善の期待感が高まってきている（長野県）
- 復興需要により、道路工事用や建築用の工具の需要が増加している（香川県）
- 震災の影響により、材料不足や仕入価格の値上がり状態が続いている（福岡県）
- 消費者の自粛等による小売店の不振の影響を受けている。震災による取引先（食料品製造業）からの商品入手が難しい（沖縄県）

《建設業》

- 一部企業の受注は被災地の仮設住宅の建設で好調であるが、全体的に民間や公共工事の受注が増加しているわけではない（岩手県）
- 住宅販売・リフォーム工事等の増加により、業界全体に活気が見られ始めた（宮城県）
- 震災による毀損建物の修復や仮設住宅の建設等で、新築物件の減少をカバーしている（福島県）
- 震災の影響により、一部には資材の調達難により代替品で対応しているケースや工期が遅れているとの声もある（北海道）
- 復旧工事に係る電気や水道等の一部工事は増加している（山形県）
- 一部の震災復興関連の工事は増加傾向にあるが、建築資材の調達や資材単価の高騰等の悪化傾向が続いている（栃木県）
- 震災の影響により工事資材が不足し、工期にも支障が生じている。複数先からの資材の手当てで凌いでいる（広島県）
- 震災による建築資材の入手困難な状況は解消されているが、受注減少や利益率の低下は続いており厳しい状況にある（愛媛県）
- 震災直後に見られた資材の調達難については徐々に改善傾向にあるが、需要面は依然として停滞している（熊本県）

○震災により、震災復興関連以外の公共工事の予算が削減され、公共工事の減少が更に進行する見通しであり、業況の回復は見通せる状況にない（宮崎県）

《サービス業》

- ホテル等は、震災直後に比べ上向いてきており、全体的には前年レベルに近づいている（岩手県）
- 震災による店舗等の修繕から長期休業を余儀なくされ、売上げが減少した事業者が散見される。また、原発の風評被害による旅行業等への影響が出ている（宮城県）
- 原発問題や風評被害が足枷となり、大幅なキャンセルが相次いだ（福島県）
- ホテル・旅館業は震災で客入りが激減したが、ねぶた祭りなどにより持ち直しを見せた。また、JRの大型キャンペーンにより弘前地区への観光客が増加している（青森県）
- 震災直後の自粛ムードの解消による宴会売上げの増加や、インターハイ開催に伴う宿泊収入の増加はあったが、観光地への団体客の大幅な減少など、全体としては厳しい状況にある（秋田県）
- 震災により激減した観光客は、ホテル業界を中心に徐々に回復しているものの、震災前の水準には達していない（山梨県）
- 観光分野については、震災直後と比較すれば観光客は戻りつつあるが、震災前の水準には回復しておらず、震災や原発事故の影響により外国人観光客が減少している（京都府）
- 震災の自粛ムードが解消し、5月以降持ち直しの兆しが見られる（滋賀県）
- 自粛ムードは払拭されたが、団体客や外国人の宿泊数は震災前の水準までには回復していない（香川県）
- 震災後の県内への旅行客のキャンセルによる影響に加え、海外からの団体旅行客の減少による影響が大きい（宮崎県）

《不動産業》

- 県が民間アパートを借上げ、被災者に仮設住宅として提供する住宅支援策により、動きがみられる（山形県）
- 震災以降、耐震性の不安からテナントの撤退が見られるなど、競合の激化に加え不安要素が増加している（東京都）
- 震災後の市況の落ち込みは改善し、戸建て住宅、マンションとも引き合いが多い（神奈川県）
- 震災や原発事故に伴う購買意欲の低下から、不調が続いている（静岡県）
- 震災後、不動産流通は停滞しており、資金繰りは厳しい状況となっている（富山県）
- 震災の影響はほとんど聞かれないが、需要は総じて低迷している（熊本県）

《運輸業》

- 沿岸部は津波による車両流失等の影響から受注減少が見られたものの、一部では回復の兆しが見られる（宮城県）
- 受注は回復傾向にあるが、燃料費高騰等の恒常的な高コスト体質が経営を圧迫している（福島県）
- 震災後のガソリン不足によるトラック運行への影響は回復しているものの、観光客の減少に伴い土産物の取扱量が減少したり、お中元等の贈答品の動きが鈍いなどの影響が見られる（山形県）
- 震災直後の燃料不足や道路事情が緩和され、震災地域への受注が増加しており、やや回復傾向が窺える（栃木県）
- 旅客運送業は、震災の影響で売上げが減少している（埼玉県）
- 震災によるサプライチェーン問題も解消しており、影響は殆ど見られない（愛知県）
- 震災後、急速に広がった自粛ムードにより、貸切バスや高速バスの乗客が減少している（徳島県）
- 震災の影響を受けた物流や旅客は、徐々に回復しているものの、燃料価格等の高騰により収益面は厳しい（熊本県）

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から [「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要」（9月30日）](#) にアクセスしてください。

「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する パブリックコメントの結果等について

金融庁では、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等につきまして、平成 23 年 7 月 8 日（金）から平成 23 年 8 月 8 日（月）までの間、広く意見の募集を行い、その結果等を平成 23 年 9 月 6 日（火）に公表しました。

本件の内閣府令及び関係告示は、平成 23 年 9 月 7 日付けで官報に掲載され、平成 24 年 4 月 1 日から施行されることとなります。また、関連する監督指針も、同日から適用されることとなります。改正の概要は、以下のとおりです。

1. 融資先募集規制等

- (1) 一定の保険商品については、事業性資金の融資先（従業員数 50 人以下の小規模事業者については、その従業員等を含む）に対し、手数料を得て保険募集を行ってはならないこととされています（融資先募集規制）。

当該規制は、引き続き存置します。ただし、一時払い終身保険、一時払い養老保険、積立傷害保険、積立火災保険等、及び事業関連保険（銀行等のグループ会社を保険契約者とするものに限る）の募集については、規制対象から除外します。

- (2) 融資先募集規制の対象となる保険商品については、融資申込者に保険募集を行ってはならないこととされています（タイミング規制）。

当該規制は、引き続き存置します。ただし、非事業性資金の融資申込者に対する保険募集については、規制対象から除外します。

- (3) 地域金融機関については、融資先募集規制の対象となる保険商品の募集に関する特例として、a. 担当者分離規制（事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、融資先募集規制の対象となる保険商品の募集を行ってはならないとする規制）について代替措置をとること及び従業員数 20 人超 50 人以下の融資先の従業員等に対する保険募集を行うことを可能とする一方、b. 融資先の従業員等（従業員数 50 人超の融資先の従業員等を含む）を保険契約者とする保険契約に係る保険金額について、一定額以下に限ることが定められています。

当該特例は、引き続き存置します。ただし、担当者分離規制の適用を受ける場合については、保険金額の制限の対象となる保険募集は、従業員数 50 人以下の融資先の従業員等を保険契約者とするものに限ることとします。

2. 弊害防止措置等の実効性確保のための措置

- (1) 保険商品と預金との誤認防止については、書面その他の方法による説明義務が設けられていますが、顧客が当該説明内容を理解したことについて、書面を用いて確認することとします。
- (2) 非公開金融情報の保険募集業務への利用については、顧客の事前の同意を要することとされていますが、当該同意を取得する際には、保険の勧誘の手段、利用する情報の範囲、同意の撤回の方法等を明示することとします。
- (3) 住宅ローン関連保険の募集に際しては、他の銀行取引等に影響がない旨の説明義務が設けられていますが、当該保険への加入がローンの条件ではない旨を、顧客に対し書面によって説明することとします。

なお、銀行等による保険募集の状況については、引き続き、金融庁として実態把握に努めていくこととします。今後の弊害防止措置等の見直しについては、特定の期限は設けず、必要が生じた場合に行うこととします。

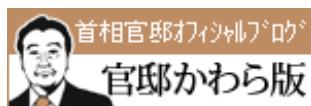
※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[『保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）』等に対するパブリックコメントの結果等について](#)」（9月6日）にアクセスしてください。

【お知らせ】

○「官邸かわら版」の活用について

内閣広報室では、9月12日に野田内閣が進める重要政策について、総理の思いや取組み状況等を国民に分かりやすく伝えるために、首相官邸オフィシャルブログ「官邸かわら版」を開設しました。

金融庁におきましても、金融庁ウェブサイト及び金融研究センター・証券取引等監視委員会・公認会計士監査・審査会のウェブサイトに以下のバナーを設置しています。



- 「官邸かわら版」 URL：<http://kwaraban.kantei.go.jp/>

○「e-Gov 電子申請システム」ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](#)」の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「[申請・届出などの手続案内](#)」の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

○「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。
(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。
(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要があるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#) の「[電子申請とは](#)」をご確認ください。

○ その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。
くれぐれもご注意ください。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に
関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、
金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。
⇒ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に
関わらないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。
少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧め
します。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）
の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
 - ・その信用力などが保障されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

- 金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日10時00分～17時00分）
電話（ナビダイヤル）：0570-016811
※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。
FAX：03-3506-6699

※詳細はこちらにアクセスしてください。

- ・ [投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けております。

<個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
 - ・ インサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）
 - ・ 風説の流布（ネット掲示板の書き込みやメールマガジンによるデマ情報など）
 - ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）
 - ・ 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
 - ・ 上場会社の内部統制の問題
- ・・・ など

<金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言・代理業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）
- ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など）など

<その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド（投資詐欺的な資金集めなど）、無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています（個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直 通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

○新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

○証券取引等監視委員会ウェブサイトにてメールマガジン配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**メールマガジン配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージを電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[「メールマガジン配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#) にアクセスしてください。

○公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q：(中小企業金融)円滑化法なのですけれども、速報値が公表されましたが、(貸出条件の変更等の)件数としては、やっぱりずっと増え続けているというのがありまして、件数の中身として、新規(に申込みをする人数)が増えているのか、既存の申込みをしている人が繰り返しているのか、その辺の申込みの動向などは、大臣としてはどのように分析というか、報告を受けておられますか。

A. 9月1日でございますが、今ご指摘があったように、金融庁といたしましては、中小企業金融円滑化法にかかわる法施行日から6月30日までの[貸付け条件の変更等の実績を集計・公表](#)したところでございます。これにおいても、中小企業向け貸付け及び住宅ローンについては、審査中の案件等を除き、実行の例は9割です。これは以前からも申し上げておりますように、9割を超える水準となっております。

今回の公表結果から、全体として金融機関の条件変更等へ向けた取組みが着実に進んでいると考えております。また、全体の件数、金額、実行率等の傾向について見る限りは、従来の期間と比べて、特段変化は見られておりません。一方、被災地の多くの金融機関では、被災前に比べて、申込み件数及び実行件数の増加が見受けられます。これは震災の影響により、条件変更等の必要性が高まったものというふうに考えております。

被災地を含めて、各金融機関においては、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえて、貸付条件の変更等についても積極的に取り組んでいるものと承知をいたしてございまして、金融庁といたしましては、今後の動向について、被災の影響も含めて、引き続き注視をしてみたいということと、もう一つ、中小企業金融円滑化法や、被災地(向け)でございますが改正金融機能強化法もありますから、この二つをきちんと私としては見ていきたいというふうに思っております。

[【平成23年9月6日\(火\) 閣議後記者会見】](#)

Q：私的整理ガイドラインの運用が始まってもうすぐ1か月経つのですけれども、この1か月間、まだ1か月ですけれども、そのスタートからの現状についてどんなご報告を受けておられるかというのと、予想に比べて多いのか、少ないのか、予想通りなのか、どんな問題があるのかとか、そこら辺のご感想をお願いします。

A. いわゆる二重債務問題に関する方策の一つとして、民間関係者の研究会によって取りまとめた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が、これは(全国)銀行協会に主で作って頂きまして、一般社団法人が運用しているわけでございますけれども、8月22日から適用開始となったわけでございまして、この適用開始より9月5日までの間にコールセンター、東京本部及び5か所の支部、これは青森、岩手、宮城、福島、茨城で受付をした相談件数は、今のところ合計(約)820件の報告を受けております。大体コールセンターに来るのが495件でございまして、あとは宮城県が大きな県でございまして221件、(コールセンターと全県で)合計815件になっておりますけれども、今後ガイドラインによる債務整理が円滑に進み、被害者の方々が復旧に向けて再スタートを切る一助となることを期待しております。

[【平成23年9月9日\(金\) 閣議後記者会見】](#)

Q：欧州の金融不安、相変わらず収まる兆しを見せず、特に金融危機の発火点となったギリシャがユーロからの離脱が浮かんでは消えという状況ですけれども、日本の金融機関が保有しておりますギリシャ向けの融資、あるいは取引、この規模と経営に与える影響をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

A. 3メガ（バンクの）融資残高 1.9 兆円と、全貸出金の 1%程度という記事は私も読ませていただきました。ご指摘の報道は承知しているが、各金融機関の特定の融資状況等について、当庁から所感を述べることは差し控えさせていただきたいと思っております。ただし、金融庁といたしましては、市場の動きなどを注視しつつ、各金融機関において、適切にリスク管理が行われているか等の観点から、引き続き高い緊張感を持って、監督してまいりたいというふうに思っております。

【平成 23 年 9 月 20 日（火）閣議後記者会見】



【9月の報道発表】

9月1日	アクセス	中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について（速報値）
	アクセス	保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ（第3回）議事次第
	アクセス	多重債務者相談強化キャンペーン 2011 の実施について
2日	アクセス	総合的な取引所検討チーム第10回会合議事次第
	アクセス	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
5日	アクセス	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について
	アクセス	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果について
	アクセス	第3回金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」議事次第
6日	アクセス	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（案）」の公表について
7日	アクセス	株式会社セイクレスト株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について
9日	アクセス	日本振興銀行株式会社に対する管理の終了期限の延長について
	アクセス	株式会社足利ホールディングス及び株式会社足利銀行の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく認定事業再構築計画の実施状況報告書の概要について
	アクセス	株式会社福岡銀行、株式会社熊本ファミリー銀行及び株式会社親和銀行の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく認定事業再構築計画の実施状況報告書の概要について
12日	アクセス	「第19回政策評価に関する有識者会議」の開催について
	アクセス	監督指針案、金融検査マニュアル案及びバーゼルIIに関する追加Q&Aの公表について
13日	アクセス	酒井重工業株式会社株式に係る相場操縦に係る金融商品取引法違反審判事件の第1回審判期日開催について

14日	アクセス	株式会社仙台銀行及び株式会社筑波銀行に対する資本参加の決定について
	アクセス	第9回金融機能強化審査会議事要旨
16日	アクセス	「オフサイト検査モニターの集計結果」の公表について
	アクセス	東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について
	アクセス	金融庁・開示制度ワーキング・グループ 法制専門研究会報告～ライツ・オフアリングにおける外国証券規制への対応と株主平等原則の関係について～
	アクセス	株式会社山口銀行及び株式会社北九州銀行の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について
	アクセス	銀行業の免許について
20日	アクセス	生命保険会社の合併について（1）
	アクセス	生命保険会社の合併について（2）
22日	アクセス	ワールド・リソースコミュニケーション株式会社による無届社債券募集に対する課徴金納付命令の決定について
28日	アクセス	「金融検査評定制度の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
29日	アクセス	株式会社 f o n f u n に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ（第4回）議事次第
30日	アクセス	租税特別措置等に係る政策評価について
	アクセス	「平成22年度実績評価書」及び「平成23年度事業評価書」の公表、並びにその「要旨」等の公表について
	アクセス	第4回金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」議事次第
	アクセス	バークレイズ・キャピタル証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	平成24年度歳出概算要求書について
	アクセス	平成24年度予算及び機構・定員要求について
	アクセス	ファンドモニタリング調査の集計結果について
	アクセス	中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要
	アクセス	信用格付業者の関係法人の指定に係る金融庁告示（無登録格付の説明事項に係るグループ指定）の一部改正について
	アクセス	貸金業関係資料集の更新について
	アクセス	労働金庫法施行規則の一部を改正する命令等の公表について
	アクセス	「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令の公布について
	アクセス	金融庁の平成24年度税制改正要望について
	アクセス	マークより公表ページを見ることができます。

【9月のアクセス数の多いページ】

このコーナーは9月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。
なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ\(過去の情報等\)](#)にアクセスしてください。

- ・[金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- ・[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- ・[中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- ・[生命保険会社の合併について（三井住友海上あいおい生命保険株式会社）](#)
- ・[生命保険会社の合併について（NKS Jひまわり生命保険株式会社）](#)
- ・[「平成 23 事務年度監督方針及び検査基本方針等について](#)
- ・[「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- ・[投資勧誘等にご注意ください！](#)
- ・[監督指針案、金融検査マニュアル案及びバーゼル II に関する追加 Q&A の公表について](#)
- ・[平成 23 年金融商品取引法等改正（6 ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案等の公表について](#)

以上